

避難情報の発令判断・伝達マニュアル
(高潮災害編)

令和5年6月

目次



避難情報の発令 判断・伝達マニュアル (高潮災害編)

1	避難情報の発令対象とする高潮災害	1
2	避難情報の発令対象とする高潮災害の危険性がある区域	1
3	避難情報の発令対象となる人	1
4	避難情報の発令を判断する情報	1
5	避難情報の発令により立ち退き避難が必要な居住者等に求める行動	2
6	避難情報の発令基準	3
7	協力・助言を求めることのできる機関	4
8	避難情報の伝達方法	4
9	避難情報の伝達文	5
10	避難情報の解除	7

1 避難情報の発令対象とする高潮災害

避難情報の発令対象とする高潮災害は以下のとおり。

- ・ 潮位が海岸堤防を越えるなどにより、海岸堤防に隣接する家屋等を直撃する場合
- ・ 潮位が海岸堤防等の高さを大きく超えるなどにより、広い範囲で深い浸水が想定される場合
- ・ 潮位が堤防を越えなくとも、高潮と重なり合った波浪が海岸堤防を越えたり、堤防が決壊したりすること等により流入した氾濫水等が、家屋等を直撃する場合。

2 避難情報の発令対象とする高潮災害の危険性がある区域

平成 26 年の高潮災害（12 月 16 日から 18 日にかけて接近した低気圧による高潮災害）での浸水区域のほか、根室市防災ハザードマップに掲載されている高潮浸水想定区域及び津波災害警戒区域の範囲内とする。

※ 高潮による浸水域については、低気圧（台風）の進路、強さ、風向、風速が大きく影響することから、釧路地方气象台による予測や職員等による巡視等の報告をもとに、避難情報を発令する区域の判断をおこなうものとする。

3 避難情報の発令対象となる人

避難情報の発令対象となるのは、「2 避難情報の発令対象とする高潮災害の危険性がある区域」内に居住又は滞在する人とする。

4 避難情報の発令を判断するための情報

高潮に関する情報は以下のとおり。

- | | |
|---------------|--|
| (1) 低気圧（台風）情報 | ： 低気圧（台風）の位置や強さ等の実況及び予想 |
| (2) 高潮注意報 | ： 高潮に対する注意を呼びかける（警戒レベル 2） |
| (3) 高潮警報 | ： 高潮により重大な災害が発生するおそれがある |
| (4) 高潮特別警報 | ： 予想される現象が特に異常であるため、重大な高潮災害の発生するおそれが著しく大きい |

※ 高潮警報及び高潮特別警報は、暴風が吹き始めて屋外への立退き避難が困難となるタイミングも考慮して発表される。

※ 高潮警報は、潮位が警報基準に達すると予想される約 3～6 時間前に予想最高潮位及びその予想時刻とともに発表される。この警報基準は、市町村毎に設定（根室市で 1.2m）している。

※ 高潮特別警報は、「伊勢湾台風」級（中心気圧 930hpa 以下又は最大風速 50m/s 以上）の台風等により、これまで経験したことのないような高潮になることが予想され、最大級の警戒を要することを呼びかけるものである。そのような台風の襲来が予想されるときには、上陸 24 時間前に気象庁から周知される。

特別警報発表の判断は台風上陸 12 時間前に行われ、その時点で発表済みの高潮警報が、全て特別警報として発表される。その時点で高潮警報が発表されていない市についても、台風が近づくに従い潮位が警報基準に達すると予想される約 3～6 時間前のタイミングで高潮特別警報が発表される。

5 避難情報の発令により立ち退き避難が必要な居住者等に求める行動

区 分	根拠法令	立ち退き避難が必要な居住者等に求める行動
<p>【警戒レベル3】 高齢者等 避難</p>	<p>災害対策基本法第56条第2項 市町村長は、住民その他関係のある公私の団体に対し、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき避難のための立退きの準備その他の措置について、必要な通知又は警告をすることができる。 2 市町村長は、前項の規定により必要な通知又は警告するに当たっては、要配慮者に対して、その円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう必要な情報の提供その他必要な配慮をするものとする。</p>	<p>危険な場所から高齢者等は避難</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等（避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障がいのある人等、及びその人の避難を支援する者）は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、浸水しやすい局地的に低い土地の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
<p>【警戒レベル4】 避難指示</p>	<p>災害対策基本法第60条第1項 市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示することができる。</p>	<p>危険な場所から全員避難</p> <ul style="list-style-type: none"> ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。
<p>【警戒レベル5】 緊急安全 確保</p>	<p>災害対策基本法第60条第3項 市町村長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置（以下「緊急安全確保措置」という。）を指示することができる。</p>	<p>命の危険、直ちに安全確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 <p>ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。</p>

6 避難情報の発令基準

避難情報の発令断基準は次のとおりとする。

ただし、基準に該当しない場合であっても、現地の状況を総合的に勘案し、避難情報を発令する。

(避難情報の発令判断基準)

区 分	基準 (次のいずれかに該当した場合)
【警戒レベル2】 注意喚起	<ol style="list-style-type: none"> 1 高潮注意報の発表において、夜間から翌日早朝までに警報に切り替える可能性が高い旨に言及された場合 (夕刻時点で注意喚起) 2 高潮警報 (警戒レベル4相当情報 [高潮]) が発表された場合
【警戒レベル3】 高齢者等 避難	<ol style="list-style-type: none"> 1 高潮注意報の発表において、夜間から翌日早朝までに警報に切り替える可能性があり、潮位が警報基準を大きく超える見込みがある場合 (夕刻時点で発令) 2 警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過し、潮位が警報基準を大きく超える見込みがある場合 (夕刻時点で発令) 3 「伊勢湾台風」級の台風が接近し、上陸 24 時間前に、特別警報発表の可能性があり、府県気象情報や気象庁の記者会見等により周知された場合
【警戒レベル4】 避難指示	<ol style="list-style-type: none"> 1 高潮警報 (警戒レベル4相当情報 [高潮]) が発表され、潮位が警報基準を大きく超える見込みがある場合 2 高潮特別警報 (警戒レベル4相当情報 [高潮]) が発表された場合 3 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 (高潮注意報が発表され、当該注意報において、夜間から翌日早朝までに警報に切り替える可能性があり、潮位が警報基準を大きく超える見込みがある場合など) (夕刻時点で発令)
【警戒レベル5】 緊急安全確保	<p>(災害が切迫)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 水門、陸閘等の異常が確認された場合 (災害発生を確認) 2 海岸堤防等が倒壊した場合 3 異常な越波・越流が発生した場合

※ 高潮については、低気圧 (台風) の進路、気圧、風速、風向、また天文潮位等の要因により災害規模や危険箇所が異なることから、釧路地方気象台からの気象情報や現地での状況把握などを踏まえ、沿岸低地への避難情報の発令を検討する。

※ 避難情報を発令した後に、他の発令基準や異なる種別の災害における発令基準に該当した場合でも、同一区域に対して同じ警戒レベルの避難情報は再発令しない。状況変化を追加情報として提供し、とり得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力すること。

複数の災害リスクのある区域等の居住者等に対しては、それらの災害が同時に発生した場合にとるべき行動を避難情報の発令時点から求める必要がある。

7 協力・助言を求めることのできる機関

機関名 (連絡先)	助言を求めることができる事項
釧路地方気象台 電話：0154-31-5146 (防災ホットライン) 電話：0154-31-5112	・気象、高潮警報に関すること。
根室振興局地域創生部地域政策課 電話：0153-24-4799	・災害情報及び被害情報に関すること。 ・避難対策に関すること。

8 避難情報の伝達方法

避難情報の伝達先・伝達方法は次のとおりとする。

なお、情報の伝達は、災害の状況等に応じた最善の方法により行うものとする。

担当部署	伝達手段	伝達先	
危機管理課	北海道防災情報システムへの入力 (災害情報共有システム(Lアラート)経由でマスメディアへ情報提供)	TV放送	視聴者
		ラジオ放送	聴取者
		緊急速報メール	根室市内に滞在する携帯電話利用者 (NTTドコモ、au (KDDI)、ソフトバンク、楽天)
	緊急速報メール	根室市内に滞在する携帯電話利用者 (NTTドコモ、au (KDDI)、ソフトバンク、楽天)	
	LINE	事前登録者	
	防災行政無線(同報系)	住民	
	登録制メール(ねむろメール)	事前登録者	
	ホームページ	PC、携帯電話等利用者	
	SNS(フェイスブック・ツイッター)		
	地デジ広報サービス	テレビ視聴者	
	電話又はFAX	町内会、自主防災組織、避難支援関係者	
電話	根室振興局・釧路開発建設部・釧路建設管理部 釧路地方気象台・根室警察署 等		
情報管理課	広報車	住民等(巡回ルート)	
消防本部	緊急速報メール ※休日夜間	根室市内に滞在する携帯電話利用者 (NTTドコモ、au (KDDI)、ソフトバンク、楽天)	
	防災行政無線(同報系) ※休日夜間	住民	
	緊急割込み放送(コミュニティFM)	FMねむろ聴取者	
	広報車	住民等(巡回ルート)	
	電話又は電子メール	消防団	
介護福祉課	電話又はFAX	要配慮施設	

※ 要配慮者利用施設に対して、警戒レベル3高齢者等避難の発令を伝達する場合には、施設管理者等は利用者の避難支援を始めるべきであることも併せて伝達する。

9 避難情報の伝達文

(1) 高齢者等避難の伝達文の例

(防災行政無線)

(チャイム音)

- 市役所から、お知らせします。
- 根室市全域(〇〇地区)に、高潮に関する高齢者等避難を発令しました。
- 高齢者の方など、避難に時間のかかる方は、避難を開始してください。

(緊急速報メールなど)

【高齢者等避難発令】

- こちらは、根室市です。
- 高潮氾濫が発生するおそれがあるため、根室市全域(〇〇地区)に対し、高齢者等避難を発令しました。
- 高齢者や障がいのある人など避難に時間のかかる方やその支援者の方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に速やかに避難してください。
- ハザードマップで、自宅が安全だと確認できた場合は、自宅で避難しても構いません。※1
- それ以外の方も、不要不急の外出を控えたり、避難の準備を整えとともに、必要に応じ、自主的に避難してください。
- 特に海岸沿いにお住まいの方や避難経路が通行止めになるおそれがある方は、自主的に避難してください。
- 避難所として、「〇〇〇」、「〇〇〇」を開設しています。
- 避難所への避難が困難な場合は、近くの安全な場所に避難してください。
- 今後、台風の接近により暴風となることが見込まれるため、その前に避難してください。※2

(2) 避難指示の伝達文の例

(防災行政無線)

(サイレン音)

- 市役所から、お知らせします。
- 〇〇地区に高潮に関する避難指示を発令しました。
- 今すぐ避難してください。

(緊急速報メールなど)

【避難指示発令】

- こちらは、根室市です。
- 高潮氾濫が発生するおそれが高まったため、根室市全域(〇〇地区)に高潮に関する避難指示を発令しました。
- 〇〇地区にいる方は避難場所や安全な親戚・知人宅等に今すぐ避難してください。
- ハザードマップで、自宅が安全だと確認できた場合は、自宅で避難しても構いません。※1
- 避難所として、「〇〇〇」、「〇〇〇」を開設しています。
- ただし、避難場所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で、少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、身の安全を確保してください。※3
- 今後、台風の接近により暴風となることが見込まれるため、その前に避難してください。※2

(3) 緊急安全確保の伝達文の例

(防災行政無線)

(サイレン音)

- 市役所から、お知らせします。
- 〇〇地区に高潮に関する緊急安全確保を発令しました。
- 直ちに身の安全を確保してください。

(緊急速報メールなど)

【緊急安全確保発令】

(高潮氾濫が切迫している状況)

- こちらは、根室市です。
- まもなく高潮氾濫が発生するため、〇〇地区に高潮に関する緊急安全確保を発令しました。
- 避難場所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、命の危険が迫っているので、直ちに身の安全を確保してください。

(高潮氾濫発生を確認した状況)

- こちらは、根室市です。
- 高潮氾濫が発生したため、〇〇地区に高潮に関する緊急安全確保を発令しました。
- 避難場所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、命の危険が迫っているので、直ちに身の安全を確保してください。
(具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とりうる行動等を可能な限り詳細に居住者等に伝達することに努める。)

※1 この呼びかけを行うにあたっては、①～③の条件を全て満たした場合に居住者等の判断で屋内安全確保を実施可能であることについて、あらかじめ居住者等が理解しておく必要がある。

- ①自宅・施設等が高潮時の越波や浸水により流出するおそれのある区域に存していないこと
- ②自宅・施設等に浸水しない居室があること
- ③自宅・施設等が一定期間浸水することにより生じる可能性がある支障（水、食糧、薬等の確保困難、電気、ガス、水道、トイレ等の使用不可）を許容できること

※2 暴風が予想される場合に伝達する。

※3 警戒レベル5緊急安全確保発令時の避難行動であるため、必ずしもこのタイミングで伝達しなくてもよいが、急速な状況の悪化等により夜間・未明に警戒レベル4避難指示を発令する場合等においては、このような伝達をすることも考えられる。

(注) 災害切迫時に警戒レベル5緊急安全確保を発令していない場合には、災害発生確認時に発令し、このように発令した旨を伝達文に含めることが考えられる。

他方、災害切迫時に既に警戒レベル5緊急安全確保を発令済みである場合は、災害発生を確認した場合や、異なる災害種別の災害が切迫した場合（高潮が切迫し発令した後、洪水も切迫した場合等）でも、命を守る行動をとるよう既に求めているため、同一の居住者等に対し緊急安全確保を再度発令することがないよう注意する。また、このような場合においては具体的な災害の状況や考えられる被害、とりうる行動等を可能な限り詳細に居住者等に伝達することに注力することが重要であり、警戒レベル5「緊急安全確保」を発令済みであることについては、必要に応じて情報提供することで差し支えない。

10 避難情報の解除

避難情報の解除は、高潮警報が解除された段階を基本とする。

ただし、浸水被害が発生した場合には、警報等が解除され、かつ、住宅地等での浸水が解消した段階を基本とする。

避難勧告等の解除文の例

(防災行政無線、緊急速報メールなど)

(チャイム音)

- 市役所から、お知らせします。(こちらは、根室市です。)
- ただいま、根室市全域(〇〇地区)に発令していた避難情報(緊急安全確保・避難指示・高齢者等避難発令)を解除しました。
- 引き続き、気象情報には十分に注意してください。